

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	地域医療政策課
委託業務名	令和 5 年度地方独立行政法人市立大津市民病院業績評価支援業務
委託業務場所	大津市浜大津四丁目ほか
概要	地方独立行政法人市立大津市民病院の経営状況や業績等を確認し、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に諮る業務実績に係る確認結果のまとめを行うことに関する支援業務
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	900,000円
契約の相手方	[所在地] 大阪市北区西天満 1-11-20-1003 [名称] 小川公認会計士事務所公認会計士小川健介
契約相手方の選定理由	法人（市民病院）の業務実績評価においては、専門的見地による財務分析もさることながら、法人で抱えている課題への取り組み状況の把握や分析が必要である。また、これらの高度かつ特殊な業務内容に対して法人から提出された報告書を基に短期間で対応しなければならない。 これに対し、本市は継続して確認する必要がある、法人の経営状況や事業特性を熟知した上で対応でき、地方独立行政法人移行前の知見（病院の業務運営支援を受託した事業者の担当者として、会計面のみならず業務面においても分析した経験を有する）もあり、本市及び法人に大きな負担を掛けることなく業務を遂行できる当該契約相手方に委託する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。